

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものです。

【条例改正内容】

1. 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定
東日本大震災において被災した家屋の敷地等に関する譲渡所得に対する課税の特例の期間が延長されたことに伴うもの。

2. 今回の条例改正にあわせて、字句の修正を行う。

【新旧対照表】

○四万十町国民健康保険税条例新旧対照表(抜粋)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減免) 第25条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。 (1)～(5) (略) (6) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) ア (略) イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった	(国民健康保険税の減免) 第25条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。 (1)～(5) (略) (6) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) ア (略) イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった

改正後	改正前
者 (ア) <u>健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）</u>の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) <u>船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）</u>の規定による被保険者 (ウ) <u>国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）</u>又は<u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）</u>に基づく共済組合の組合員 (エ)・(オ) (略) 2・3 (略) 附 則 1～4 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上の者に係るものに<u>限る。</u>）の控除を受けた場合における第 23 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」とあるのは、「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものと	者 (ア) <u>健康保険法</u>の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) <u>船員保険法</u>の規定による被保険者 (ウ) <u>国家公務員共済組合法</u>又は<u>地方公務員等共済組合法</u>に基づく共済組合の組合員 (エ)・(オ) (略) 2・3 (略) 附 則 1～4 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上の者に係るものに<u>限る。</u>）の控除を受けた場合における第 23 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」とあるのは、「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとす

改正後	改正前
する。)」とする。 6～18 （略） <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> <u>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 7 項（附則第 8 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 7 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u>	る。)」とする。 6～18 （略）